

岩手県告示第 175 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 3 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 釜石住田線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字土倉 298 番 74 地先内	新	m 108.0~8.2	m 272.7
	旧	45.5~6.9	272.7

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 3 月 6 日から同年 4 月 6 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 薄衣舞川線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市舞川字丑沢 68 番地先から字西平 24 番 5 地先まで	新	B m 68.0~11.0	m 2,186.8
一関市舞川字丑沢 68 番地先から字中谷起 95 番地先まで	旧	A 33.6~6.0	2,218.0
一関市舞川字丑沢 68 番地先から字西平 24 番 5 地先まで		B 68.0~11.0	2,186.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 3 月 6 日から同年 4 月 6 日まで

3 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 340 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字田畑 32 番 1 地先から 44 番 6 地先まで	新	m 45.0~21.6	m 194.2
	旧	32.1~9.7	194.2
気仙郡住田町世田米字天風 77 番 1 地先から 137 番地先まで	新	22.1~11.1	410.0
	旧	15.0~9.8	410.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成19年3月6日から同年4月6日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 343号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市矢作町字越戸内 204 番 7 地先内	新	m 38.4~35.5	m 15.4
	旧	38.0~35.5	15.4

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成19年3月6日から同年4月6日まで